草加市地域防災計画

＜事故対策編＞

令和６年７月

草加市防災会議

事故対策編

目　次

第３編　事故対策編

第１節 大規模火災対策計画 事-1-1
　第１　予防計画 事-1-1
　第２　応急措置対策 事-1-5

第２節 危険物等災害対策計画 事-1-9
　第１　予防計画 事-1-9
　第２　応急措置対策 事-1-11

第３節 放射性物質事故災害対策計画 事-1-15
　第１　予防計画 事-1-15
　第２　応急措置対策 事-1-17

第４節 道路災害対策計画 事-1-23
　第１　予防計画 事-1-23
　第２　応急措置対策 事-1-25

第５節 鉄道災害対策計画 事-1-27
　第１　予防計画 事-1-27
　第２　応急措置対策 事-1-28

第６節 大規模停電災害対策計画 事-1-29
　第１　予防計画 事-1-29
　第２　応急措置対策 事-1-31

第７節 航空災害対策計画 事-1-33
　第１　予防計画 事-1-33
　第２　応急措置対策 事-1-33

第８節 雪害対策計画 事-1-35
　第１　予防計画 事-1-35
　第２　応急措置対策 事-1-37

第９節 文化財災害対策計画 事-1-41
　第１　予防計画 事-1-41
　第２　応急措置対策 事-1-42

第１０節 大規模感染症対策計画 事-1-43
　第１　予防計画 事-1-43
　第２　応急措置対策 事-1-45

第１１節 火山噴火対策計画 事-1-48
　第１　予防計画 事-1-48
　第２　応急対策措置 事-1-53

事故対策編

【 事故対策編の内容について 】

事故対策編の災害応急対策における組織体制は、震災対策編又は風水害対策編の災害応急対策における組織体制に準じて対応する。

事故対策編

第１節　大規模火災対策計画

基本方針

密集した市街地で火災が発生すると、大規模な火災に発展するおそれがあることから、災害に強い市街地の整備、災害に強い体制の整備を推進する。

大規模な火災の発生時は、市及び防災関係機関は、消火、避難に関する活動を迅速に行う。

また、公共施設やライフラインの応急復旧活動を実施する。

第１　予防計画

方策	担当部署
１　災害に強いまちづくり	危機管理課、みんなでまちづくり課、草加八潮消防組合
２　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	危機管理課、総合政策部、福祉部、教育総務部
３　防災知識の普及、訓練	危機管理課、草加八潮消防組合

１　災害に強いまちづくり

⑴　災害に強いまちの形成

市は、火災による被害を軽減し、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難路、避難地・緑地等の配置による延焼遮断帯の確保、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業及び市街地再開発事業等による市街地の整備を推進し、火災に強い都市構造の形成を図る。

また、草加八潮消防組合は、耐震性貯水槽や河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図る。

市は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

⑵　火災に対する建築物の安全化

①　消防用設備等の整備、維持管理

草加八潮消防組合は、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の防火対象物について、消防法に基づく消防用設備等の設置を促進する。

また、事業者は、それらの消防用設備等が災害時にその機能が有効に発揮されるよう定期的に点検を行う等、適正な維持管理を行う。

②　建築物の不燃化

市及び草加八潮消防組合は、建築物の不燃化を促進するため、次の対策を推進する。

建築物の不燃化の対策

①　都市計画法第８条第１項第５号の規定による防火地域及び準防火地域の指定拡大
②　市街地再開発事業、優良建築物等整備促進事業、都市防災不燃化促進事業等の実施及び防火帯道路の整備
③　消防法第７条の規定による建築同意制度の効果的な運用
④　高層建築物等に係る防災計画指導

⑶　火災発生原因の制御

①　建築物の防火管理体制

草加八潮消防組合は、学校、工場等収容人員 50 人（病院・劇場・百貨店等 30 人、救護施設・認知症高齢者グループホーム等 10 人）以上の防火対象物には、必ず防火管理者を選任させるよう指導する。

防火管理者は、当該建築物についての消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の整備点検等、防火管理上必要な業務を適正に行う等、防火管理体制の充実を図る。

また、草加八潮消防組合は、防火管理者を育成するため、防火管理に関する講習会等を開催し、防火管理能力の向上を図る。

②　予防査察指導の強化

草加八潮消防組合は、消防法の規定に基づき、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的な予防査察を行い、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握しておくとともに、火災発生危険箇所の発見に努め、その安全の確保に万全を期すよう防火対象物の防火管理者に対して指導する。

③　高層建築物等の火災予防対策

草加八潮消防組合は、高層建築物、社会福祉施設等に対し、消防訓練の実施、消防用設備の維持管理等について、指導徹底を図る。

④　火災予防運動の実施

草加八潮消防組合は、市民に火災予防思想と具体的な予防知識を普及するため、関係機関の協力を得て年２回春季と秋季に火災予防運動を実施する。

２　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

⑴　情報の収集・連絡

①　情報の収集・連絡体制の整備

市は、草加八潮消防組合、関係市町村、関係都県、警察、国等の関係機関との間において、夜間、休日の場合等においても対応できる、情報収集・連絡体制を整備する。

また、機動的な情報収集活動を行うため、災害情報の収集・連絡体制の一層の強化を図る。

②　通信手段の確保

市は、大規模火災発生時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

⑵　災害応急体制の整備

①　職員の体制

市は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。

また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において、情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておく。

②　防災関係機関相互の連携体制

市は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、事前からの関係機関との連携を強化しておく。

⑶　消火活動体制の整備

草加八潮消防組合は、大規模火災に備え、消火栓や防火水槽の整備に努めるとともに、河川水やプール、ため池等についてもその状況を把握し、指定消防水利としての活用を図り、消防水利の確保とその適正な配置に努める。

また、平時から消防団、自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

⑷　避難収容活動への備え

①　避難誘導

市は、避難所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から地域住民に周知徹底するとともに、発災時の避難誘導を想定した体制づくりの検討を進める。

また、大規模火災発生時に高年者、障がい者等の要配慮者の適切な避難誘導を図るため、施設周辺の自主防災組織、ボランティア団体の協力を得ながら、平時より避難誘導体制の整備に努める。

②　避難所

市は、公民館、学校等公共的施設を避難所として、震災対策編に規定する周知・徹底に努める。

避難所として指定された施設については、必要に応じ、換気、照明等、避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるとともに、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及を図る。

さらに、密集市街地において大規模火災が発生した場合を想定し、あらかじめ広域避難地を選定・確保する。

⑸　施設、設備の応急復旧活動

事業者、その他関係機関は、あらかじめ、所管する施設・設備の被害状況を把握した、応急復旧活動を行うための体制を定め、必要となる資機材を整備しておく。

⑹　被災者等への的確な情報伝達活動への備え

市は、大規模火災に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平時から広報・広聴体制を整備する。

また、住民等からの問い合わせに対応する体制は、震災対策編に準じる。

⑺　防災関係機関等の防災訓練の実施

①　訓練の実施

市及び草加八潮消防組合並びに事業者は、大規模火災を想定し、住民参加による、より実践的な消火、救急・救助活動等の訓練を実施する。

②　実践的な訓練の実施と事後評価

草加八潮消防組合は、事業者が訓練を行うに当たっては、火災の規模や被害状況を想定し、気象条件や交通条件、社会活動の状況等をも加味し、適切な訓練実施時間を設定する等、より実践的なものとなるよう工夫することについて指導する。

また、事業者は、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

３　防災知識の普及、訓練

⑴　防災知識の普及

草加八潮消防組合は、関係機関の協力を得て、年２回春季と秋季に火災予防運動を実施し、市民に大規模火災の危険性を周知するとともに、災害発生時に取るべき行動や避難所での取るべき行動等について周知徹底を図る。

また、学校等の教育機関、自主防災組織、町会・自治会等においては、防災に関する教育の充実に努める。

⑵　防災関連設備等の普及

市及び草加八潮消防組合は、住民等に対し、住宅用火災警報器の設置並びに消火器や感震ブレーカー、避難用補助具等、住宅用防災機器の普及に努める。（感震ブレーカーについては、避難行動等に支障が出ないよう設置する。）

⑶　防災訓練における要配慮者への配慮

関係各部局は、防災訓練を実施する際に高年者・障がい者・外国籍市民等といった要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

第２　応急措置対策

方策	担当部署
１　発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	危機管理課、草加八潮消防組合
２　活動体制の確立	危機管理課
３　緊急輸送活動	総合政策部、総務部、建設部
４　避難収容活動	危機管理課、自治文化部、教育総務部、こども未来部、地区参集部、草加八潮消防組合
５　施設・設備の応急復旧活動	総合政策部、都市整備部、教育総務部、建設部
６　被災者等への的確な情報伝達活動	危機管理課

１　発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

⑴　災害情報の収集・連絡

①　大規模火災発生直後の被害情報の収集・連絡

市は、火災の発生状況、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲からただちに県へ連絡する。

②　大規模火災情報の収集・連絡系統

大規模火災情報の収集・連絡系統は、次のとおりである。

大規模火災情報の収集・連絡系統

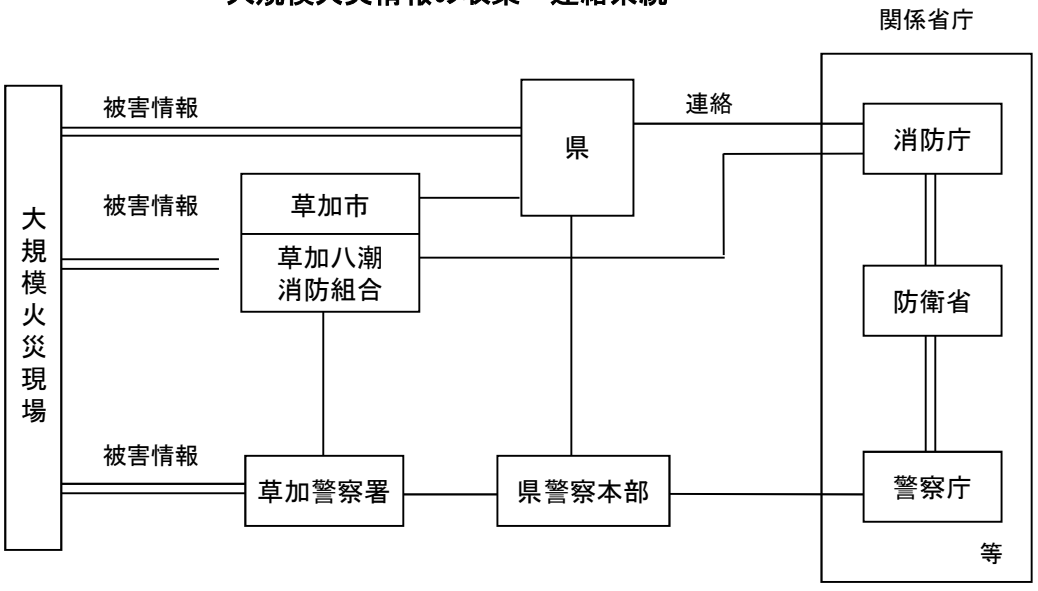

③　応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

市、県及び関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行う。

⑵　通信手段の確保

市、防災関係機関は、災害発生後、ただちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。また、電気通信事業者は、市等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

２　活動体制の確立

⑴　自衛隊の災害派遣要請

市は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。

⑵　市の活動体制

市は、発災後、火災の規模、延焼拡大の可能性等の状況に応じて、職員を動員し、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し必要な措置を講ずる。

また、必要に応じて災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、関係機関等との連携の下、災害応急活動を円滑に行う体制を整える。

⑶　事業所の活動体制

火災が発生した事業所の防火管理者は、発災後、速やかに火災の拡大の防止のため必要な措置を講ずるとともに、従業員の非常招集、施設利用者の避難誘導、情報収集連絡体制の確立等必要な対策を講ずる。

⑷　広域的な応援体制

市は、被害の規模に応じて特に必要と認めるときは、県に応援を要請する。

３　緊急輸送活動

市は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

４　避難収容活動

草加八潮消防組合は、火災発生後随時、火災の規模、延焼拡大の可能性等を検討し、住民の避難が必要と判断した場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、次の活動を行う。

⑴　避難誘導

大規模火災発生時に高年者、障がい者等の要配慮者の適切な避難誘導を図るため、平時より市と連携し、要配慮者の避難誘導体制の整備に努める。

⑵　避難所

密集市街地における大規模火災が発生した場合を想定し、市と連携し、広域避難地を選定・確保しておく。

５　施設・設備の応急復旧活動

市及び公共機関は、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行う。

６　被災者等への的確な情報伝達活動

⑴　市民及び被災者等への情報伝達活動

市及び防災関係機関は、防災行政無線、ホームページ、草加お知らせメールのほか、報道機関の協力を得て、大規模火災の状況、避難に関する情報、安否情報、ライフラインや公共施設の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通対策の状況等の情報を、適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供に当たっては、高年者、障がい者、外国籍市民等の要配慮者に配慮する。

⑵　関係者等からの問合せに対する対応

市は、必要に応じ、発災後速やかに市民や関係者等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図る。

また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努める。

第２節　危険物等災害対策計画

基本方針

草加八潮消防組合は、危険物、高圧ガス、火薬類を取り扱う事業者に対して、法令に基づき施設や設備の維持管理又は改善の指導を行うとともに、高圧ガス事業者には検査指導等を行い、事故の予防に努める。なお、毒物・劇物については、毒物・劇物取締法に基づき、県が検査指導等を行い、事故の予防に努める。

危険物等により大規模な災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合、施設管理者は草加八潮消防組合や警察等に通報、届出するとともに、二次災害の防止等の応急措置を講ずる。

サリン等による人身被害が発生した場合、市、草加八潮消防組合及び警察は、必要な職員を動員・配備し、周辺の市民の避難、救出・救助、医療救護等に関する活動を迅速に行うとともに、市は、必要に応じて県や自衛隊に応援を要請する。

第１　予防計画

方策	担当部署
１　危険物	草加八潮消防組合
２　高圧ガス	草加八潮消防組合
３　鉄砲・火薬類	危機管理課、警察機関
４　毒物・劇物	草加八潮消防組合、草加保健所
５　災害情報の伝達	危機管理課

１　危険物

⑴　予防対策

①　草加八潮消防組合は、次のとおり危険物製造所等の整備・改善を図る。

ア　危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する。

イ　立入検査を励行して災害防止の指導をする。

②　草加八潮消防組合は、次のとおり危険物取扱者制度の効果的な運用を図る。

ア　危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。

イ　危険物の取扱いについて、技術上の基準を遵守するよう指導する。

③　草加八潮消防組合は、次のとおり施設、取扱いの安全管理を図る。

ア　施設の管理に万全を期するため、危険物施設保安員等の選任を指導する。

イ　危険物取扱いの安全確保のため、予防規程の作成遵守を指導する。

２　高圧ガス

⑴　検査・基準適合命令

草加八潮消防組合は、県の各関係機関と連携して、高圧ガスの製造・販売・貯蔵、移動及び消費並びに容器の製造等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう検査又

は基準適合命令を行い、災害の発生を防止し公共の安全を確保する。

⑵　普及・啓発

草加八潮消防組合は、県の各関係機関のほか、埼玉県高圧ガス団体連合会及び埼玉県高圧ガス地域防災協議会と連携して、各種保安講習会等を開催するとともに、高圧ガス保安協会の作成した事故情報を配布する等、防災上の指導と自主保安意識高揚を目的とした普及・啓発を行う。

⑶　施設の維持管理及び保安教育

草加八潮消防組合は、県の各関係機関と連携して、高圧ガス施設における製造保安責任者等の製造現場の責任者が、確実に日常点検及び定期点検等を実施するよう、施設の維持管理及び保安教育の徹底等による指導を強化する。

３　銃砲・火薬類

⑴　指導・措置命令

市及び警察機関は、県の各関係機関と連携して、猟銃・火薬類の製造、販売、貯蔵、消費、その他の取扱いを武器等製造法及び火薬類取締法の基準に適合するよう検査及び指導又は措置命令を行い、法令基準の順守を徹底することで、災害を防止し、公共の安全の確保を図る。

⑵　自主保安体制の確立に向けた普及・啓発

市及び警察機関は、埼玉県火薬類保安協会及び県の各関係機関と連携し、火薬類取扱保安責任者講習会等を開催するとともに、（公社）全国火薬類保安協会の作成した事故例の配布を行い、火薬類の自主保安体制の確立を図る等、防災上の指導と自主保安意識高揚を目的とした普及・啓発を行う。

４　毒物・劇物

⑴　予防対策

①　保健所等の関係各機関は、毒物・劇物の製造・輸入・販売・取扱いについて、毒物及び劇物取締法に基づく指導及び立入検査等を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。

②　保健所等の関係各機関は、埼玉県毒物劇物協会の協力のもと、毒物劇物安全管理講習会等を開催し、毒物・劇物の適正管理等について防災上の指導を行う。

５　災害情報の伝達

⑴　市民等への情報伝達活動

市及び防災関係機関は、防災行政無線、ホームページ、草加お知らせメールのほか、報道機関の協力を得て、災害状況、避難に関する情報、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の情報を、適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供に当たっては、高年者、障がい者、外国籍市民等の要配慮者に配慮する。

第２　応急措置対策

方策	担当部署
１　応急措置	施設管理者
２　高圧ガス災害応急措置対策	施設管理者
３　火薬類災害応急措置対策	施設管理者
４　毒物・劇物災害応急措置対策	危機管理課、施設管理者
５　サリン等による人身被害応急措置における活動体制	危機管理課
６　サリン等による人身被害応急措置対策	危機管理課、草加八潮消防組合

１　応急措置

施設管理者は、災害が発生した場合は、草加八潮消防組合、草加警察署、関係機関との連絡を密にし、速やかに次の措置を講ずる。

⑴　危険物の流出及び拡散の防止

⑵　流出した危険物の除去、中和等

⑶　災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置

⑷　その他、災害の発生又は拡大防止のための応急措置

２　高圧ガス災害応急措置対策

⑴　高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領（平成17年４月１日施行）」に基づき、警察、消防、高圧ガス防災事業所その他の関連機関と協力して応急措置を実施する。

⑵　施設等の管理者は、草加八潮消防組合、警備責任者等と連絡を密にして、速やかに次の措置を講ずる。

①　製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。

②　貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、ただちに充てん容器を安全な場所に移す。

③　以上の措置を講ずることができないときは、従業者又は必要に応じて付近の住民に退避するよう警告する。

④　充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、又は地中に埋める。

⑤　災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合には、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）」に規定される液化石油ガスの供給設備及び消費設備については、市長が基準適合命令を発する。

【資料集掲載資料】

資料　水１－１　埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領（平成17年４月１日施行）

３　火薬類災害応急措置対策

施設管理者は、草加八潮消防組合、警備責任者等と連絡を密にし次の措置を講ずる。

⑴　保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者の近づくことを禁止する。

⑵　道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水溝等の水中に沈める等、安全な措置を講ずる。

⑶　搬出の余裕がない場合、火薬庫の入口、窓等を目張等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じるとともに、爆発により災害を受けるおそれのある地域は、すべて立入禁止の措置を取り、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。

４　毒物・劇物災害応急措置対策

施設管理者は、草加八潮消防組合、警備責任者等と連絡を密にし、次の措置を講ずる。

⑴　毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除外措置を講ずる。

⑵　災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な災害防止措置を講ずる。

⑶　毒物・劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員・資材確保等の活動体制を確立する。

５　サリン等による人身被害応急措置における活動体制

市は、必要に応じて、震災対策編に規定する非常体制の配備を発令する。

市は、市域内に人身被害が発生した場合においては、法令、埼玉県地域防災計画及び本計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努める。

６　サリン等による人身被害応急措置対策

⑴　情報収集及び報告

市は、市域内にサリン等による人身被害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県及び警察署等に報告するとともに、人身被害の応急対策に関して市が措置した事項及び今後の措置に関する事項についても同時に報告する。

通報を受けた防災関係機関は迅速、確実な原因物質の解明に努め、応急措置を速やかに実施する。

⑵　救出、救助、救急搬送

二次災害の防止を十分に考慮し、草加八潮消防組合、警察、自衛隊を主体とした救出・救助、救急搬送の活動に当たる。

⑶　立入禁止等の措置

草加八潮消防組合及び警察は、相互に連携を保ちながら、法令等の定めるところにより人身被害に関わる建物、車両、その他の場所への立入りを禁止し、また、これらの場所にいる者を退去させる。

⑷　避難誘導

市、警察等は、被害拡大のおそれがあると認められたときは、必要に応じて被害現場周辺の住民に対して避難指示等を行う。

⑸　汚染除去

汚染除去が必要な場合は、市は、県に自衛隊の派遣を要請する。

第３節　放射性物質事故災害対策計画

基本方針

放射性物質の取扱等を規制することは国の所掌事項であるが、放射性物質事故による影響は地域において甚大となることから、関係機関との連携、応急資機材の確保、避難等の事項について定めることとする。

また、福島第一・第二原子力発電所、東海第二原子力発電所、浜岡原子力発電所といった、本市から比較的近い場所に原子力発電所が立地している。これらの施設、発電所において、核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という）が一般環境中に飛散する等の事故（以下「放射線関係事故」という。）が発生した場合の影響の甚大性に鑑み、迅速かつ円滑な対応を図るため、その対応について定めることとする。

第１　予防計画

方策	担当部署
１　関係機関との連携体制の整備	危機管理課
２　緊急被ばく医療機関との連携	危機管理課
３　資機材の確保	危機管理課
４　避難収容活動への備え	危機管理課
５　放射性物質飛来時における放射線量等の測定体制の整備	草加八潮消防組合、危機管理課、市民生活部、関係各部
６　放射性物質飛来時における除染体制の整備	市民生活部、草加八潮消防組合、危機管理課、関係各部
７　放射性物質飛来時における飲料水の供給体制の整備	上下水道部
８　放射性物質飛来時における住民相談窓口の整備	広聴相談課

１　関係機関との連携体制の整備

市は、放射性物質の輸送中に事故が発生した場合における、消防機関、県、警察、国、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・通報連絡体制を整備する。

また、市は、放射性同位元素使用施設の管理者と何らかの要因により、放射性同位元素等の漏洩（ろうえい）等、放射線の発生による放射線障害のおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応が取れるよう、あらかじめ消防機関、警察、市町村、県、国に対する通報連絡体制を整備する。

さらに、放射性物質事故が発生した場合の職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じマニュアルを作成し、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について訓練を実施し、職員への周知を図る。

２　緊急被ばく医療機関との連携

市は、県があらかじめ把握する放射線被ばくによる障害の専門的治療に要する医療機関

等との連絡体制を整備しておく。

３　資機材の確保

市及び草加八潮消防組合は、放射性物質事故に備えて、救急・救助活動に必要な放射線防護資機材の整備に努める。

４　避難収容活動への備え

市は、放射性物質事故が発生した場合の避難収容施設の検討を図る。

５　放射性物質飛来時における放射線量等の測定体制の整備

市は、放射線関係事故が発生した場合に、市内各地点において放射線量を測定する体制を整備する。

６　放射性物質飛来時における除染体制の整備

市は、放射性物質が多く降り注ぎ、市民の生活を脅かすような状況になった場合、県へ要請し、当該地域の除染を実施する。

７　放射性物質飛来時における飲料水の供給体制の整備

市は、放射線関係事故により飲料水が汚染された場合を想定し、「震災対策編 第２章 第10節 １飲料水の供給体制の整備」を準用して、飲料水を供給する。

どうしても市独自での供給が困難と判断する場合は、速やかに県及び国へ救援を要請する。特に、乳児に優先的な飲料水の供給を実施する場合は、国等と協働して実施する。

８　放射性物質飛来時における住民相談窓口の整備

市は、震災対策編に準じて、住民等からの問合せ等に対応する体制を整備する。

第２　応急措置対策

方策	担当部署
１　応急活動体制	本部作業室、草加八潮消防組合
２　情報の収集連絡体制	本部作業室
３　消火活動	草加八潮消防組合
４　原子力緊急事態宣言発生時の対応	本部作業室
５　緊急輸送活動	総合政策部、総務部
６　避難活動	本部作業室、福祉部
７　規制措置	上下水道部、総務部
８　被害状況の調査等	本部作業室
９　事故情報の収集連絡	本部作業室
１０　事故情報の収集連絡系統	本部作業室、草加八潮消防組合
１１　応急対策活動情報の連絡	本部作業室
１２　通信手段の確保	本部作業室
１３　放射性物質飛来時における他県からの避難住民の受入れ	本部作業室

１　応急活動体制

⑴　消防機関及び他消防機関等の対応

放射性物質等輸送事故の通報を受けた草加八潮消防組合は、ただちにその旨を市、消防庁及び県に報告し、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救急救助等の必要な措置を講ずる。

⑵　市の対応

①　災害対策本部の設置

市は、事故発生の報告を受け、必要があると認めた場合は、災害対策本部を設置し、県に設置状況等を報告する。

②　自衛隊の災害派遣要請

市は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、県に対し自衛隊の派遣要請を行う。

③　広域的な応援体制の確立

市は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、協定市区町村等に応援要請を行い、広域的な応援体制を確立する。

２　情報の収集連絡体制

⑴　事故情報の収集連絡

放射性物質取扱事業者等から収集した重要な情報については、県及び警察署、防災関係機関等に連絡する。

⑵　応急対策活動情報の連絡

市は、応急対策の活動状況等及び応援の必要性等を県に連絡する。

⑶　通信手段の確保

市及び防災関係機関は、事故発生後ただちに事故情報連絡のための連絡体制を確保する。また、電気通信事業者は、市等の防災関係機関の通信を優先的に確保する。

３　消火活動

市及び草加八潮消防組合は、県職員、事業者、専門家等からの情報及び意見をもとに、消火活動方法の決定及び安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動を行う。

４　原子力緊急事態宣言発生時の対応

⑴　災害対策本部の設置

市が、原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）第 15 条に規定する、原子力緊急事態宣言の緊急事態応急対策を実施すべき区域に指定された場合、市は、災害対策本部を設置する。

⑵　災害対策本部の閉鎖

国から「原子力緊急事態解除宣言」が公表されたとき、又は、原子力災害の危険性が解消されたと認めたときは、市は災害対策本部を閉鎖する。

５　緊急輸送活動

市は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が、傷病者の放射性物質の被ばく状況等を確認し、二次汚染を防止する処置を施し安全が確保された後に搬送する。

６　避難活動

⑴　退避、避難等の基本方針

国が原災法に基づき原子力緊急事態宣言を発出し、屋内退避又は避難に関する指示があったとき、若しくは、核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから、市民を防護する必要があると判断するとき、市は、「屋内退避」若しくは「避難」の指示の措置を講ずる。

市は、これらの屋内退避、避難等の措置についての指針を設定する。

また、退避、避難時においては、放射線の影響を受けやすい「乳・幼児、児童、妊産婦」及びその介護者を優先し、更に高年者、障がい者、外国籍市民、その他の要配慮者に配慮する。

⑵　警戒区域の設定

①　警戒区域の設定

市は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、国が定める予測線量に達するか、又は、達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定する。

② 屋内退避、避難等の実施の指示

市は、警戒区域を指定した場合、知事に報告し、関係市区町村に通知するとともに、必要な屋内退避又は避難の措置を市民に講ずるよう指示等を行う。

なお、市域を越えてこれらの退避又は避難を行う必要が生じた場合、市は県に対し、受入先の市町村で収容施設の提供及びその他の災害救助活動の供与を受けることができるよう要請する。

③ 関係機関への協力の要請

市は、警戒区域を設定したとき、草加警察署、その他の関係機関に対し、協力を要請する。

⑶ 退避、避難等の実施

市は、屋内退避対象地域の住民に対して、防災行政無線等を通じ自宅等の屋内に退避するなどの必要な指示をする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。

この避難誘導に当たっては、乳・幼児、児童、妊産婦、高年者、障がい者等とその介護者の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送等の措置を講ずる。

⑷ 要配慮者への配慮

乳・幼児や児童、妊産婦、高年者、障がい者等に関する避難誘導や避難生活に十分配慮する。特に高年者、障がい者の避難所での健康状態の把握に努めるとともに、健康管理対策に努める。

7　規制措置

⑴ 飲料水、飲食物の摂取制限

市は、警戒区域を指定した場合等、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ当該区域等における飲料水、飲食物の摂取制限を行う。

⑵ 解除

市、草加八潮消防組合、事業者及び草加警察署は、環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題が無いと判断された後は、国及び専門家の助言を踏まえて、また、原子力緊急事態の解除があったときは、交通規制、避難又は退避の指示、警戒区域、飲料水や飲食物の摂取制限等の各種制限措置の解除を行う。

8　被害状況の調査等

⑴ 被害調査

市は県の指示に基づき、次に掲げる事項に起因して被災地の市民等が受けた被害について調査する。

被害調査項目

①　退避、避難等の措置 ②　立入禁止措置 ③　飲料水、飲食物の制限措置 ④　その他、必要と認める事項

９　事故情報の収集連絡

市は、放射性物質取扱事業者等から受けた情報について、県、警察署及び防災関係機関等に連絡する。

事故情報収集連絡内容

①　事故発生の日時 ②　事故発生の場所及び施設 ③　事故の状況 ④　気象状況（風向、風速） ⑤　放射性物質の放出に関する情報 ⑥　予想される災害の範囲及び程度等 ⑦　その他、必要と認める事項

10　事故情報の収集連絡系統

放射性物質取扱施設等における事故情報の収集連絡系統は、以下のとおりである。

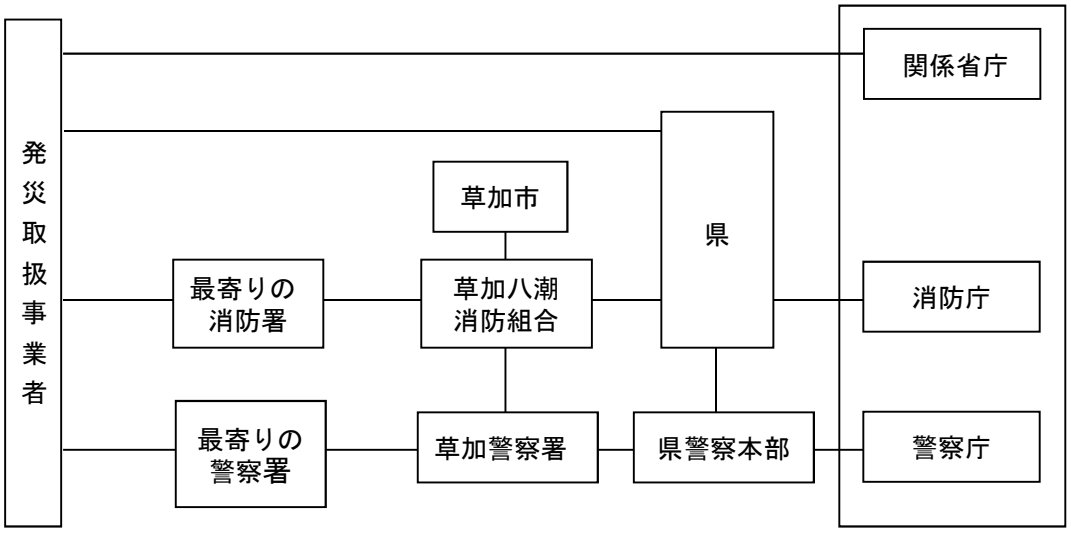

11　応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況等を連絡するとともに、応援の必要性等を併せて連絡する。

12　通信手段の確保

防災関係機関は、事故発生後、ただちに事故情報連絡のための連絡体制を確保する。

また電気通信事業者は、市等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行う。

13　放射性物質飛来時における他県からの避難住民の受入れ

他県において原子力発電所の事故が発生した場合の本市における避難住民の受入れについては、受入元の自治体との協定に定めるもののほか、「震災対策編 第２章 第８節 ５広域避難に係る体制の整備」を準用する。

第４節　道路災害対策計画

基本方針

地震や水害、その他の理由により橋りょうの落下、斜面及び擁壁の崩落等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合、又は、危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合の対策について定める。

第１　予防計画

方策	担当部署
１　道路の安全確保	建設管理課
２　情報の収集・連絡	建設管理課
３　災害応急体制の整備	道路整備課、維持補修課
４　緊急輸送活動体制の整備	危機管理課
５　被災者等への的確な情報伝達活動への備え	危機管理課

１　道路の安全確保

⑴　道路交通の安全のための情報の充実

市は、熊谷地方気象台が発表する気象、地震等に関する情報を有効に活用するための体制を整備しておく。

また、市は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等による情報の収集・連絡体制を整備する。

さらに、異常が発見され、災害の発生するおそれがある場合に、道路利用者に災害発生の危険性についての情報等を迅速に提供するための体制を整備する。

⑵　道路施設等の整備

①　危険箇所の把握

市は、災害の発生するおそれがある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行う。

また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前設定し、交通関係者並びに地域住民や道路利用者に広報する。

②　予防対策の実施

市は、次の各予防対策に努める。

ア　道路施設等の点検を通じ、現状の把握に努める。

イ　道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。

ウ　道路施設等の安全を確保するため、必要な体制の整備に努める。

また、市は、災害が発生した際、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために必要な体制をあらかじめ備えておくとともに、災害からの円滑な復旧を図るために、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努める。

③　資機材の整備

市は、被災した道路施設等の早期復旧を図るため、あらかじめ応急復旧用資機材を保有しておく。

２　情報の収集・連絡

⑴　災害情報の収集・連絡体制の整備

市は、草加八潮消防組合、関係市区町村、県、警察署、国等の関係機関との間に情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

⑵　通信手段の確保

市は、災害時における情報通信手段を確保するため、通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

３　災害応急体制の整備

⑴　職員の体制の整備

市は、職員の動員体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。

また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知・徹底を図る。

なお、職員の動員体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、災害発生現場等において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておく。

⑵　防災関係機関相互の連携体制

市は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、事前に関係機関との連携を強化しておく。

４　緊急輸送活動体制の整備

道路災害発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するために、市は発災時の道路管理体制の整備に努める。

５　被災者等への的確な情報伝達活動への備え

市は、道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平時から広報体制を整備する。

また、住民等からの問合せに対応する体制について、あらかじめマニュアル等を作成する。

第２　応急措置対策

方策	担当部署
１　災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	危機管理課
２　活動体制の確立	危機管理課、総務部
３　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	都市整備部、建設部、上下水道部
４　被災者等への的確な情報伝達活動	危機管理課

１　災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

⑴　災害情報の収集・連絡

市は、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する情報を含め、収集した被害情報をただちに県に連絡する。

⑵　応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策活動の実施状況、災害対策本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡する。

市及び県、防災関係機関は、災害発生後はただちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。

また、電気通信事業者は、市等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

２　活動体制の確立

市は、災害発生後速やかに職員の動員を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講ずる。

市は、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携の下、応急対策活動を円滑に行う体制を整える。

また、草加市建設業振興会及び草加環境事業協同組合（以下「協力事業体」という。）と締結している「災害時における応急対策業務に関する協定」（以下「災害協定」という。）に基づき災害応急対策業務の協力を要請する。

３　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

市は、県と協力し、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

また、災害協定に基づき、協力事業体に対して道路の緊急点検、損壊箇所の修復及び障害物の撤去等を要請する。

４　被災者等への的確な情報伝達活動

⑴　被災者等への情報伝達活動

市は、県及び防災関係機関と相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供に当たっては、防災行政無線、ホームページ、草加お知らせメールのほか、報道機関の協力を得て行うとともに、高年者、障がい者、外国籍市民等といった要配慮者に配慮する。

⑵　市民への的確な情報の伝達

市は、市民に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

⑶　関係者等からの問合せに対する対応

市は、必要に応じ、災害発生後速やかに住民や関係者等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図る。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努める。

第５節　鉄道災害対策計画

基本方針

市域内における列車の衝突、脱線、転覆、その他の事故により、多数の死傷を伴う鉄道事故発生時における応急救助対策について定める。

第１　予防計画

方策	担当部署
１　情報連絡体制の整備	危機管理課
２　救出・救助	草加八潮消防組合
３　医療救護	健康推進部

１　情報連絡体制の整備

市は、市域内に鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告できるよう、平時より緊急時の情報収集、連絡体制を整備しておく。

２　救出・救助

市は、「鉄道災害における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定書」等に基づき、鉄道災害時の体制確保に努める。

草加八潮消防組合は、救助工作車、救急車等の車両及び応急処置の実施に必要な救急・救助用資機材の整備に努める。

３　医療救護

市は、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう、県及び関係機関と緊密に連携・協力して医療救護活動を実施できる体制を確保する。

第２　応急措置対策

市は、軌道内、駅構内等の鉄道敷地内において、避難誘導等を実施する場合は、鉄道事業者の承諾を得て、その指示に従い、活動の安全を確保した後、実施する。

また、鉄道敷地外においての鉄道事故対策活動に当たっては、必要に応じて、他の市区町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び市民等の協力を得るよう努める。

方策	担当部署
１　情報連絡体制	危機管理課
２　避難誘導対策	危機管理課、福祉部
３　救出・救助対策	草加八潮消防組合
４　応援要請	危機管理課

１　情報連絡体制

市は、市域内に鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、鉄道災害の応急対策に関して市が措置した事項及び今後の措置に関する事項についても同時に報告する。

２　避難誘導対策

市は、鉄道事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、鉄道事業者に協力して避難誘導の支援を行う。

なお、避難誘導の際は、高年者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を優先する。

３　救出・救助対策

市は、消防機関を主体とした救出・救助活動の実施と併せて、「鉄道災害における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定書」等に基づき、列車運行状況、監視員配置状況、電源遮断状況等の救出・救助活動の安全に関する情報を収集し、ただちに活動現場へ周知して活動隊員の安全を図るとともに、警察等の関係機関との相互情報交換を緊密に取る。

４　応援要請

鉄道事故発生時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施する。

第６節　大規模停電災害対策計画

基本方針

平成 30 年９月６日に発生した北海道胆振東部地震では、約 295 万戸が停電する日本初のブラックアウト※が発生し、復旧までに 45 時間を要し、その間、ライフラインの断絶や交通機関、医療機関のマヒ等市民生活や産業活動に甚大な影響を及ぼした。

一方、令和元年９月の台風 15 号では、関東の各地で停電し一部地域は長期化するなど、市民生活や産業活動等に大きな影響が生じた。

市内での長期にわたる大規模停電の発生を想定し、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関等がただちに取るべき対策について定める。

※ブラックアウト：大手電力会社が管轄する全エリアで停電が起こる現象

第１　予防計画

方策	担当部署
１　情報連絡体制の整備	危機管理課
２　設備・備蓄の充実	危機管理課
３　燃料の確保	危機管理課
４　市民等の停電に対する備えの強化	危機管理課
５　倒木対策	危機管理課、みどり公園課、各施設管理者
６　東京電力パワーグリッド(株)の措置	東京電力パワーグリッド(株)、危機管理課

１　情報連絡体制の整備

市、県及び東京電力パワーグリッド(株)等防災関係機関は、大規模停電災害が発生した場合に、連携して円滑な応急対策を実施できるよう、平時より緊急時の情報収集、連絡体制を整備しておく。

市、県及び東京電力パワーグリッド(株)等防災関係機関は、「震災対策編 第２章 第５節 ２情報通信施設の整備充実」に基づき、大規模停電事発生時の情報通信手段の確保に努める。

２　設備・備蓄の充実

市、医療・福祉施設や指定避難所等防災上重要な施設の管理者は、停電が長期間にわたる場合においても、業務の遂行に必要な電力を確保できるよう、資機材等の設備の整備及び発電機の備蓄に努める。

３　燃料の確保

非常用発電機等を整備している避難所や医療・福祉施設、公共施設等の施設管理者は、停電が長期に及ぶ場合においても非常用発電機による電源を安定的に供給できるよう、日頃より燃料の貯蔵量と品質の維持に努める。

４　市民等の停電に対する備えの強化

市は、市民や事業所等に対し、「震災対策編 第２章 第１節 １自助による市民の防災力向上」に示すとおり、食料、飲料水その他の生活必需品等避難生活に必要となる物資の備蓄に努めるよう普及啓発を図る。

また、電力会社とも連携し、平時より停電により生じ得る危険性について周知を図る。

停電発生後の留意事項

■自宅にいるとき
- パソコンや家電製品の電源を切り、プラグをコンセントから抜く。
- ブレーカーを切る（家の外に避難するときもブレーカーを切る）。
- 懐中電灯等の灯りを確保する。
- 市からの情報や電力会社のウェブサイト、災害情報のアプリ等で復旧までにかかる時間を確認する。　等

■屋外にいるとき
- 信号機の灯火が消えている交差点等では、安全確認を十分に行いながら進行する。
- 歩いて避難する場合は、車が多い交差点はできるだけ避ける。
- 夜道は危険なのでなるべく歩かない。
- 断線した電線に近づかず決して触れない。　等

５　倒木対策

市は、市管理施設敷地内や街路上の倒木を予防するため、倒木の危険性のある樹木を調査し、必要に応じて伐採等の措置を講じる。

また、樹木所有者等は、倒木による電線の破線を避けるため、枝打ち、間伐、伐採等の励行を図る。

６　東京電力パワーグリッド(株)の措置

東京電力パワーグリッド(株)は、大規模停電災害の発生に備え、次の措置を講ずる。

⑴　防災知識の普及・啓発

ウェブサイト上に、市民等に向けた緊急時の対応に関する情報を提供するとともに、市と連携を図り、市ウェブサイト等により、市民等に向けた大規模停電時の対応等の防災知識の普及・啓発を図る。

⑵　防災訓練の実施

独自の防災訓練の実施はもとより、大規模停電災害を想定した市、県が実施する防災訓練に参加するなど、防災関係機関との連携強化を図る。

⑶　電力設備の整備促進

電力設備の防災対策等を実施し、安全性・信頼性の向上を計画的・総合的に実施する。

第２　応急措置対策

方策	担当部署
１　情報の収集・伝達	危機管理課、東京電力パワーグリッド(株)
２　通信手段の確保	危機管理課
３　石油類燃料の供給対策	危機管理課、総合政策部
４　災害広報	危機管理課
５　市民生活の安全確保	危機管理課、自治文化部、福祉部、 こども未来部、教育総務部、上下水道部
６　自衛隊派遣要請	危機管理課
７　広域応援	危機管理課

１　情報の収集・伝達

⑴　市

市は、市域において大規模停電災害が発生、又は、発生おそれがあるときには、本計画の定めるところにより、速やかに停電状況や被害状況を取りまとめ、県に報告する。

⑵　東京電力パワーグリッド(株)

東京電力パワーグリッド(株)は、大規模停電災害が発生した場合、市、県及び防災関係機関に停電状況等を連絡するとともに、ホームページ上への情報公開に努める。

また、停電の復旧時期について可能な限り正確に見極め、公表するよう努める。

２　通信手段の確保

市及び防災関係機関は、非常用電源を配備することにより、業務の継続性を確保するとともに、電源設備の故障等に備え、複数の通信手段の確保に努める。

３　石油類燃料の供給対策

市は、大規模停電災害時の応急対策への燃料不足による支障を避けるため、石油類燃料のタンクローリー、ドラム缶等による供給を県、石油商業組合等に要請し、確保に努める。

４　災害広報

市は、災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、市民等に対して行う災害広報は、「震災対策編 第３章 第３節本部業務 3⑸広報活動」の定めによるほか、市民等への広報は、おおむね次のような項目について行う。

広報内容

・停電の状況及び停電に伴う災害の状況
・関係機関の災害応急対策に関する情報
・停電の復旧の見通し
・給水所や避難所の開設状況
・停電時における注意事項　　等

５　市民生活の安全確保

市は、長期にわたり停電が予想される場合には、早急に次のような対策を実施する。

⑴　避難対策

市は、大規模停電災害により市民等の生命及び身体の安全・確保を図るため、必要がある場合は、「震災対策編 第３章 第４節対策部業務 ５避難対策」の定めるところにより、避難所の開設や避難誘導等を実施する。

⑵　消防・救急・救助活動

消防・救急・救助活動については、「震災対策編 第３章 第４節対策部業務 2⑴消防活動【草加八潮消防組合】、⑵消防活動【草加市消防団】」の定めによるものとし、特に、関係機関の連携による警戒パトロールや火災発生に対する迅速な消火活動、停電地区での通電火災の注意喚起、医療機関との連携による円滑な救急搬送等に努める。

⑶　緊急的な電力供給

市は、電源を喪失した場合に備え、防災関係機関、医療・福祉施設、避難施設及び下水道排水設備等のうち、電源車等の電力供給設備の配備先の優先順位をあらかじめ検討しておく。

また、この優先順位を踏まえ、県等へ支援要請する。

⑷　給水支援

飲料水の供給については、「震災対策編 第３章 第４節対策部業務 ９⑺給水体制の確立」における対応に準じる。

⑸　入浴支援

市は、入浴支援に当たり、民間の入浴施設の開設の要請を検討する。

６　自衛隊派遣要請

市は、停電による災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、「震災対策編 第３章 第３節本部業務 2⑶応援要請」の定めにより、自衛隊の災害派遣を要請する。

７　広域応援

市は、停電による災害の規模により、市単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「震災対策編 第３章 第３節本部業務 2⑶応援要請」の定めにより、県、他の市区町村等へ応援を要請する。

第７節　航空災害対策計画

基本方針

航空機の墜落等により、多数の死傷者を伴う事故が市内に発生した場合に、迅速に対応するための対策について定める。

第１　予防計画

方策	担当部署
１　活動体制	危機管理課

１　活動体制

市は、市域内で航空機による事故が発生した場合、法令等の定めるところより、他の自治体及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。

第２　応急措置対策

方策	担当部署
１　情報の収集	危機管理課
２　避難誘導	危機管理課、福祉部
３　災害現場周辺の住民の避難	危機管理課
４　救出・救助	草加八潮消防組合
５　医療救護	健康推進部
６　消火活動	草加八潮消防組合
７　応援要請	危機管理課

１　情報の収集

市は、市域内に航空機による事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、航空災害の応急対策に関して市が措置した事項及び今後の措置に関する事項についても同時に報告する。

２　避難誘導

市は、航空機による事故が発生し、乗客等生存者の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高年者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

３　災害現場周辺の住民の避難

航空機による事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、市長、警察官等は「震災対策編 第２章 第８節避難対策」に準じ、避難の指示を行う。

４　救出・救助

市は、草加八潮消防組合を主体とした救出・救助活動に当たるとともに、協力者の動員を図る。また、警察等と連携して救出・救助活動を進め、危険箇所の監視等を行う。

５　医療救護

市は、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう、県及び関係機関と緊密に連携・協力して医療救護活動を実施する。

６　消火活動

航空災害は、市街地に墜落した場合には、火災面積が広域に及ぶ危険性が有り、集団的死傷者の発生が予想されることから、草加八潮消防組合は、人命の安全確保を最優先して消火活動を実施する。

７　応援要請

航空機による事故発生時において、各地方公共団体及び関係機関は、相互の応援協力により適切な応急救助を実施する。

第８節　雪害対策計画

基本方針

大雪による被害から交通、通信及び電力供給等の確保を図り、主として降雪時における都市機能を維持し、市民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を図るための予防対策について定める。

第１　予防計画

方策	担当部署
１　市民が行う雪害対策	危機管理課、建設管理課
２　情報収集・伝達体制の整備	危機管理課、建設管理課
３　雪害における応急対応力の強化	危機管理課、建設管理課
４　道路交通対策	危機管理課、建設管理課
５　鉄道等交通対策	危機管理課、交通対策課、鉄道機関
６　ライフライン施設雪害予防	危機管理課、ライフライン施設管理者

１　市民が行う雪害対策

除雪の進捗や融雪により深刻な雪害を免れることもあるため、市民自らが一定期間を耐えるための備蓄を進めるとともに、除雪や自家用車運転時に二次災害を招かない行動をすることが重要である。

そこで、「自分の身は自分で守る」という自助の観点から、市民は飲料水や食料等の備蓄など、平時から災害に対する備えを心がける。

⑴　自助の取り組み

①　事前の備え

「自分の身は自分で守る」という自助の観点から、食料や飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検など自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、市が実施する防災活動に積極的に協力する。

また、雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーバー、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がける。

②　除雪作業時の注意事項

除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策等を講じるとともに、転倒及び屋根雪の落下にも十分注意する。

③　普及・啓発

市は、市民が行う雪害対策の必要性と実施する上での留意点等について、充分な普及・啓発を行う。

⑵　市民との協力体制の確立

積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには、市民、事業者等の自主的な取組及び防災活動への協力が不可欠である。そのため、市は、大雪時の路上駐車の禁止、マイカー使用の自粛、歩道等の除雪協力等について、普及・啓発に努める。

２　情報収集・伝達体制の整備

市は、雪害対策による情報収集・伝達体制の整備を図るため、必要がある場合は、「震災対策編 第２章 第５節情報収集・伝達体制の整備」の定めるところにより、情報収集・伝達体制の整備を実施する。

３　雪害における応急対応力の強化

市、防災関係機関等は、大規模な雪害に対応するため、必要な防災資機材等を計画に整備するとともに、平時からの相互の連携強化を図る。

⑴　大雪対応事前行動計画（埼玉版タイムライン）の作成・共有

大雪災害に対応するため、事前行動計画（埼玉版タイムライン）を作成し、関係機関と共有する。

⑵　防災用資機材等の確保と利用環境の整備及び防災関係機関との連携強化

救助活動等を実施する警察及び消防機関、防災関係機関は、必要な防災資機材等を計画的に整備するとともに、他の防災関係機関との連携を強化し、応急活動における相互協力の向上に努める。

雪害に対応する防災用資機材の例

・除雪用資機材（除雪機、そり、スノーダンプ、スコップ、ポリタンク）
・移動用資機材（スノーシュー、かんじき、ストック、長靴、防寒具、防寒用品）

４　道路交通対策

市をはじめとする関係機関は、道路における除雪体制の強化等、雪害に対する安全性の確保に努める。

⑴　道路交通の確保

①　県は、通常時の除雪作業のみならず、通常時では対応が困難となる大雪に対して、道路交通の確保を図るための除雪対応の基本方針を定め、効率的な除雪に努める。

②　市及び県は、除雪実施体制を整備するとともに、凍結防止剤等必要な資機材を確保する。

③　市及び県は、契約業者に対し、降雪期に入る前の除雪機械及び附属品等の事前点検整備について指導する。

④　県は、越谷県土整備事務所における民間除雪機械やオペレーターの実態等を調査把握し、大雪時において追加動員可能な除雪機械の所有者に対し、あらかじめ

協力依頼をするとともに、オペレーターの育成に努める。

⑵　関係機関の連携強化

市は、降雪・積雪情報や除雪情報を共有するため、県との連絡体制をあらかじめ確立する。

５　鉄道交通対策

鉄道機関は、鉄道輸送を確保するため、融雪用資材の保守点検、降雪状況に応じた除雪作業、凍結防止のための列車の運行及び要員の確保を充実させる。

６　ライフライン施設雪害予防

大雪による被害から電力、通信、ガス及び上下水道等の確保を図り、降積雪時における都市機能を維持し、市民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を図るため、予防対策を講ずる。

⑴　ライフラインにおける雪害対策の推進

電力や通信等の供給を確保するため、関係機関は降雪対策用設備、機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪作業及び要員の確保を充実させる。

第２　応急措置対策

方策	担当部署
１　応急活動体制の設置	関係各部
２　情報の収集・伝達・広報	危機管理課
３　道路機能の確保	建設部、都市整備部
４　交通規制	建設部
５　医療救護	健康推進部
６　ライフラインの確保	建設部、ライフライン施設管理者
７　地域における除雪協力	建設部

１　応急活動体制の設置

市は、積雪による被害が発生し、又は、発生するおそれがある場合、災害応急活動体制を速やかに整え、他の防災機関と連携を図りながら、災害応急対策を講ずる。

なお、体制配備に当たっては、気象注警報の発表状況を参考にしながら、時期を逸せず実施する。体制配備の際は、職員参集支援システム等により迅速に動員指令を発し、発災時に初動対応する職員の早期確保を図る。

○　災害対策本部の設置

市は、必要に応じて災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、関係機関等との連携の下、雪害応急活動を円滑に行う体制を整える。

なお、災害対応として除雪を行う際には、災害時の協定を締結する団体等への協力を依頼する。

２　情報の収集・伝達・広報

積雪による被害発生時に、被害状況の調査・収集、伝達を的確かつ迅速に行い、各防災機関の緊密な連携の下、円滑な応急対策活動を実施する。

⑴ 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等

市は、気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等の発表に当たり、「風水害対策編 第３章 第３節本部業務 3⑴気象情報等の収集・伝達」の定めるところにより、気象特別警報・警報・注意報等の情報収集を行う。

⑵ 積雪に関する被害情報の伝達

市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報も含め、災害オペレーション支援システム等により、把握できた範囲から遅滞なく県に報告する。

⑶ 市民への情報発信

①　情報発信

気象庁が県内を対象として大雪に関する気象情報を発表した場合、越谷県土整備事務所から市に情報発信され、市は降雪状況及び積雪の予報等について、草加お知らせメール等で市民等へ周知する。

②　周知方法

異常な積雪が発生又は発生する可能性が高まった際の周知方法については、防災行政無線、緊急速報メール、データ放送、ＳＮＳ等市民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を選択する。

③　報道機関への情報提供

記者会見やブリーフィング等を定期的に開催する等、計画的に実施する。

⑷ 積雪に伴いとるべき行動の周知

市は、大量の積雪が見込まれる時に取るべき行動を、市民に周知する。

周知内容の例

・不要不急の外出は極力避ける。
・外出の際は、滑りにくい靴を着用するなど歩行中の転倒に注意する。
・道路の凍結や着雪による自転車・自動車のスリップ事故等に注意する。
・交通機関の混乱等も予想されるので、時間に余裕を持って行動する。
・自動車が立ち往生した場合に車のマフラーを雪がふさいで、一酸化炭素中毒にならないようにする。
・安全確保に留意した上で、自宅周辺の除雪を行う。
・除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講じることや転倒及び屋根雪の落下に注意する。　　等

３　道路機能の確保

県は、大雪・除雪への対応として、越谷県土整備事務所に除雪連絡協議会を設置し、優先的に除雪する道路の選定や情報連絡を密にし、速やかに除雪の初動体制を整備する。

市は、市民生活に影響のある積雪があった際に、建設部・都市整備部雪防体制（以下「雪防体制」という。）に基づき除雪対応等を実施する。

⑴　雪防体制の目的

雪防体制は、駅前交通広場や主要橋梁など人通りが多く、除雪後、積雪による著しい交通混乱が予想される歩道などにおける、市民の安全確保を目的とする。

⑵　雪防体制設置基準

○　大雪注意報・警報発表前、及び職員の配備中において雪防準備会議や雪防会議を開催し、体制を検討する。

○　建設部長は、雪防体制の各配備の設置について、雪防会議を経る時間がないと判断したときは、雪防会議を経ずに各配備を設置することができる。

○　建設部長は、必要に応じ雪防体制の各配備の人員を増員又は減員できる。

○　雪防体制については、本記載の内容のほか、建設部・都市整備部雪防体制に基づき運用を行う。

雪防体制設置基準

体　制	設置基準
０号配備 ＜初動対応＞	民間気象情報等の予報の状況から５㎝未満の積雪が予想される場合。
１号配備 ＜初動対応＞	大雪注意報等の発表時、又は、民間気象情報等の予報の状況から、５㎝以上の積雪が予想される場合。
２号配備 ＜初動対応＞	大雪警報等の発表時、又は、民間気象情報等の予報の状況から、10㎝以上の積雪が予想される場合。
特別配備 ＜二次対応＞	除雪後、長期間に渡り路面凍結状態が続く場合、若しくは２０㎝ 以上の降雪があった場合。
埼玉県除雪連絡協議会に基づく配備 ＜災害対応＞	大雪特別警報が発表された場合、又は、６０㎝ 以上の積雪があった場合、越谷県土整備事務所と連携し、除雪連絡協議会で定められた除雪活動を行う。

⑶　除雪の応援

市は、市は、自らの除雪の実施が困難な場合、他の市町村又は県に対し、除雪の実施又はこれに要する除雪機械及びオペレータの確保について要請する。

４　交通規制

異常な積雪があった際は、交通の混乱等の発生が予想される。このため、市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに交通秩序を維持する。

⑴　交通規制

気象状況や積雪量、路面等交通の危険状況に応じて、道路管理者と連携を図り、交通規制を実施する。

５　医療救護

積雪に伴う負傷及び長期の交通途絶による慢性病の悪化等に対処するため、医療救護活動を実施する。

なお、救急搬送に当たっては、防災関係機関や医療施設が相互に連携し、迅速な搬送を実施する。

６　ライフラインの確保

ライフライン施設の機能確保と早期復旧を図る。

⑴　応急対策の実施

ライフライン事業者は、冠雪、着雪、凍結等による設備の機能停止・故障・損壊等を速やかに把握し、復旧に係る措置を講ずる。

①　他機関との連携

ライフライン事業者は、応急対策の実施に当たり、災害対応の円滑化や市民生活の速やかな復旧を目指し、他の機関と連携する。

②　必要な情報の提供

市は、ライフライン事業者等が応急対策に必要な情報（被災情報、除雪状況、なだれ等の危険性が高い区域、通行可能な道路等）や活動スペース等について、ライフライン事業者等に提供又は貸し出すことにより、その復旧作業を支援する。

７　地域における除雪協力

除雪は、原則として土地所有者又は管理者が行うものであり、民有地内の除雪は各家庭又は各事業者による対応が原則である。

しかし、異常な積雪時には、高年者世帯等自身による除雪が困難な人、通学路や利用者の多い交通安全上重要な歩道については、地域の協力を得て除雪を進め、二次災害の防止に努める。

第９節　文化財災害対策計画

基本方針

市内の文化財を正しく後世に伝えるため、災害からの文化財保護対策について定める。

文化財に対する災害は、有形文化財全般に渡り、風水害、地震、火災、落雷等により失われることが予想されるが、そのほとんどが火災によって失われているのが現状であることから、火災からの保護を前提に対策を定める。

第１　予防計画

方策	担当部署
１　文化財の防火対策	生涯学習課
２　防災意識の啓発	生涯学習課

１　文化財の防火対策

市は、市民の財産である文化財を火災等から保護するため、文化財の所有者・管理者と連携し、必要に応じて次の事項に対し助言、指導等を行う。

⑴　火災予防体制

①　防火管理体制の整備

②　文化財に対する環境の整備

③　火気使用の制限

④　火気の厳重警戒と早期発見

⑤　自衛消防隊との訓練の実施

⑥　火災発生時における措置の徹底

⑵　防火施設の整備強化

①　火災報知設備及び非常警報設備等の整備強化

②　消火器、消火栓、放水銃、スプリンクラー、ドレンチャー、動力消防ポンプ等の充実強化

③　避雷装置、消防用水、防火戸、防火壁、通路等の整備強化

２　防災意識の啓発

市は、次の方法により、文化財の防災意識を高める。

⑴　文化財に対する防火思想の普及・啓発のための広報活動

⑵　所有者・管理者に対する啓発

第２　応急措置対策

方策	担当部署
１　被害状況の報告	教育総務部
２　文化財の保護	教育総務部

１　被害状況の報告

市は、文化財等の所有者及び管理者等から寄せられた被害状況を整理し、国及び県等の関係機関に報告する。

２　文化財の保護

市は、文化財の被害状況を把握し、滅失しないよう、応急措置を迅速に実施する。

また、被害状況調査や修復等に当たり、支援が必要と判断した場合は、文化庁の文化財レスキュー事業等の活用を検討する。

第１０節　大規模感染症対策計画

基本方針

細菌やウイルス等の病原体が体内に入って増殖し、熱や呼吸困難等の症状を起こすことを感染症という。最近の医学・医療の進歩、衛生水準の向上にもかかわらず、新たに発生する感染症や一時は減少していた患者発生が最近に至って増加する感染症は後を絶たない。現在、二類感染症に指定されている高病原性鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）は、ヒトーヒト感染をする新型インフルエンザに変異して急速な世界的大流行（パンデミック）を起こす可能性が懸念されている。

また、令和２年度から新型コロナウイルス感染症は、急速な感染拡大を起こした。感染症対策は、厚生労働省の所管として、一般に防災対策に区分されていないが、大規模感染症の場合は、広範囲に渡る重大な健康被害のみならず、深刻な社会的機能の混乱を引き起こすおそれがあり、その市町村レベルにおける対策は、他の防災対策に準ずる内容となることから、大規模感染症対策として記述する。他の感染症でパンデミック、又は、それに準じるものが発現した場合は、本計画を参考に、適合する内容に再編し活用する。

第１　予防計画

感染症予防対策の第一の柱は、個々の市民が感染症に極力かからず、また、流行を抑えてウイルスの世代交代と交雑の機会を減らし、変異の確率を下げることにある。

また、パンデミックとなった場合に備えての準備態勢を整えることが第二の柱となる。

方策	担当部署
１　感染症罹患の防止	健康推進部、危機管理課
２　パンデミックへの備え	健康推進部、危機管理課

１　感染症罹患の防止

市は、県等と連携し、各種機会を捉えて、市民に感染症の予防を呼び掛ける。

また、市は、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

個人レベルの感染症予防策は次のとおりとし、感染症の特性を踏まえ、随時見直していく。

⑴　感染の予防

①　感染者

感染症は感染者の咳、くしゃみ、唾等の飛まつに含まれるウイルスを吸入して感染する。そのため、感染症の症状のある人は、マスクの着用及び手洗いを励行し、咳をする場合はティッシュ等で口、鼻を押さえ、人のいない方向を向き、他の人から離して行う等、「咳エチケット」を守り、感染の拡大の抑制を図る。

また、医療機関の受診、食料品・生活必需品等の買い出しや出勤等生活の維持のた

めに必要なものを除き、不要不急の外出は自粛するとともに、やむを得ない外出の際にも、混雑した場所への移動・利用を避けるなど、他者へ感染させない工夫が必要である。

② 未感染者

ア 日常の予防措置

マスク着用のみならず、外出後のうがいや手洗いを日常的に行い、流行地への渡航、人混みや繁華街への外出を控えるなどの対策も必要である。

また、十分に休養を取り、体力や抵抗力を高め、日ごろからバランスよく栄養を取り、規則的な生活に心がける。

イ 予防接種

大規模感染症との重複感染を予防するために麻疹（はしか）等、発熱性の疾患について法令に基づく定期の予防接種等を行う。

ウ 関連情報の取得

日ごろからの準備が大切であることを理解し、今後の感染状況に気を配っていく。

2 パンデミックへの備え

⑴ 市の準備

市は感染症がパンデミックとなった場合に備えて、次の準備を行う。

① 避難行動要支援者の把握

市は、在宅の避難行動要支援者の名簿等を活用し、以下の例を参考に、大規模感染症の感染で生活に支障を生じるリスクの高い市民の把握に努める。

ア 一人暮らしで介護ヘルパー等の介護等がなければ、日常生活（特に食事）が非常に困難な者

イ 障がい者のうち、一人暮らしで介護ヘルパーの介護や介助がなければ、日常生活が非常に困難な者

ウ 障がい者又は高年者のうち、一人暮らしで支援がなければ市等からの情報を正しく理解することができず、感染予防や感染時・流行期の対応が困難な者

エ その他、支援を希望する者（ただし、避難行動要支援者として認められる事情を有する者）

② 防護具・資材の備蓄

市は、大規模感染症の在宅患者を見回るために必要な個人防護具・資材のリストアップと必要となる備蓄量の把握を行い、必要な場合は備蓄を開始する。

③ 情報の収集及び提供

市は、情報を収集し、草加保健所との連携のもと、市民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できる体制を整える。

また、感染者の社会的な差別や偏見が起こらないように、感染症は誰にでも罹患する可能性があること等、市は、広報等を通じて住民に啓発する。

④　食料等の配達の準備

大規模感染症の発生時には、市民の外出もできる限り控えることが推奨され、特に感染者周辺地域の住民に自宅待機を要請する場合もある。

また、需要の急激な拡大等から食料等の生活必需品の入手も困難になるため、市は、必要とする食料等の支援について検討する。

⑵　市民の準備

①　家庭における対応計画

次の事項について、あらかじめ家庭内で役割分担を相談し方針を決めておく。

ア　本人、家族が感染して一定期間の自宅待機になった場合

イ　子どもの学校・保育園等が長期の休みになった場合

ウ　勤務状況の変更を余儀なくされた場合

②　家庭における備蓄

パンデミックになると、生活に欠かせない活動に影響が出ることも想定され、感染を防ぐためには不要不急の外出を差し控えることが原則であることから、災害時と同様に外出しなくても良いだけの最低限（２週間程度）の食料品・生活必需品等を準備する。

また、食料品・生活必需品等の購入に当たっては、買占めを行わないよう、消費者としての適切な行動をとることとする。

③　予防接種の実施

感染症の流行時期には、罹患予防又は罹患時の重症化を防止するため、主体的に情報収集し、自ら接種の実施に協力する。

第２　応急措置対策

大規模感染症等緊急事態宣言[1]のもと、感染症等対策本部を設置した場合、国、県と密に連携して的確かつ迅速に対策を推進していく。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づかない任意の対策本部を設置することが可能である。

方策	担当部署
１　市の行う対策	危機管理課、健康推進部
２　市民の行う対策	健康推進部

１　市の行う対策

⑴　情報提供

市民の混乱を避けるため、市は、県と連携して、適宜、必要不可欠な情報を提供する。

また、根拠のない虚偽の噂や情報、又は、差別につながる情報を助長しないように正確な情報の発信に努める。

[1] 大規模感染症等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認められる時、国が宣言する。

⑵　要配慮者への対応

市は、関係団体等と協力の上、要配慮者への必要な支援を円滑に行う。

⑶　不要の外出の自粛の要請

市は、県の要請による不要不急の外出の自粛や施設の使用制限等について、市民への周知に努める。

⑷　市民への予防接種

市は、国の基本的対処方針により示されるワクチン接種の順位等に基づき、医師会等の協力のもと、市民への予防接種を円滑に行う。

⑹　相談窓口の設置

市は、大規模感染症等に関する専用相談窓口・専用相談電話等を設け、疾患に関する相談のみならず、生活相談や自治体の行う対応策についての質問等、できる限り広範な内容の相談・問合せ受付体制を整える。

２　市民の行う対策

⑴　正しい情報の収集

①　情報には、国・地方自治体、企業、マスコミ等が提供する情報のほか、噂・デマ情報等があり、媒体として新聞・雑誌・テレビ・インターネット等様々であるが、中には情報の信憑性（しんぴょうせい）・根拠に関して問題のあるものもあり、特に噂情報には虚偽のものが含まれることが多く、こうした情報を過度に信用してパニックが起こらないように正確な情報を収集し、冷静に対応する。

②　パンデミックワクチンが供給されるまでの間、市民の生命を守り、最低限の生活を維持する観点から、医療従事者等に対し、プレパンデミックワクチンの先行接種を行う可能性があることを理解する。

⑵　家族の誰かが発症（発症を疑わせる症状を有する者を含む。）した場合

①　地域での患者数がまだ少ない場合

ア　大規模感染症と思われる症状がある場合は、他の患者への二次感染のおそれを避けるため、県の相談センターに連絡し、指定された医療機関（発熱専用外来[2]を設置）を受診する。

イ　発熱・咳・のどの痛み等の症状は、検査をしなければ感染症によるものか分別できない。このため、外出時、家庭内に限らず、咳をする際には「咳エチケット」に十分注意をして、周囲に感染させないように心がける。

ウ　患者に接触した家族や友人等は、隣人や勤務先、友人等に感染させないように、一定期間の自宅待機を要請され、また状況に応じて予防薬が配布されることがあるので、保健所等からの連絡に従う。

[2] 発熱専用外来：発熱・呼吸器症状等を訴える患者に対し、他の症状の患者から隔離した場所で外来診察を行うシステム。大規模感染症感染・発症を否定されれば通常の外来での診察になり、大規模感染症であれば感染症指定医療機関等に入院措置等が採られる。

②　地域で集団発生があり、広がり始めた場合

状況により軽度の患者は自宅で療養をする。家族に患者がいる場合は、家族内での二次感染を防ぐよう、手洗いやうがい等を励行し、患者も家族もマスクをつけ、「咳エチケット」等を心がけるとともに、患者は極力個室で静養させ、家族の居室と別にする等の工夫を行う。

また、消毒用アルコール等を用いて、家庭内の消毒を行う。

⑶　集団発生地域共通

①　学校等が一定期間休校等になる場合に、児童・生徒が、地域で多数集まれば休校の実効性が損なわれるので、地域で子どもたちが多数で接触しないようにする。

②　地域での感染を抑制するために、人が大勢集まる催し物は可能な限り延期するか、直接対面しない方法を考慮する。

③　町会・自治会に対し、食料や物資等の配布協力を依頼することにより、自宅療養者の健康状態の確認や地域コミュニティ内の安全を守る。

⑷　医療の確保への協力

パンデミック時には一時的に大量の医療に対する需要が起こるため、医師をはじめとする医療従事者や薬剤・医療資材の供給体制等、医療を支えるインフラが極端に脆弱化する。

また、パンデミック時であっても、生命に関わる救急の患者や人工透析等の継続的な治療が必要な患者がいる。このため、不要不急の医療機関受診や軽症での救急車要請は控えて、通常の医療の確保に協力することが重要である。

第１１節　火山噴火対策計画

基本方針

火山の噴火災害では、降ってくる噴石による災害や溶岩流による災害の対策が必要となるが、本市では対象となる火山はない。しかしながら、富士山が噴火した場合に、大量の降灰が予想され、これによる災害の発生が懸念される。

本市において、富士山の噴火による被害は 1707 年（宝永噴火）以降ないが、1300 年間に 10 回の大規模噴火が起きている。本市は、富士山から直線距離で約 110 ㎞離れていることや過去の履歴からマグマや有毒ガス、火山弾等での災害はないものの、噴火時に強い偏西風が吹いている場合に、降灰における被害が想定される。

富士山噴火による降灰があった場合、0.5 ㎝以上で道路通行不能、１㎝以上で停電・断水、２㎝以上では健康障害といった被害発生が想定され、その他、作物等への影響も甚大になると想定される。

本節では、上記を踏まえ、富士山の噴火を想定した災害対策を講じる。

第１　予防計画

方策	担当部署
１　火山噴火に関する知識の普及	危機管理課
２　事前対策の検討	危機管理課
３　備蓄の推進	危機管理課

１　火山噴火に関する知識の普及

火山現象や前兆現象等火山に関する情報や報道がなされたときに理解できるよう、市は、市民に対し、火山現象とその危険性に関する知識の普及・啓発及び火山情報（噴火警報・予報、降灰予報）の種類と発表基準についての周知を図る。

噴火警報・予報、降灰予報

⑴　噴火警報(居住地域)・噴火警報（火口周辺）・噴火警報（周辺海域）

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲)」等を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域)」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺)」、影響の及ぶ範囲が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域)」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

⑵　噴火警戒レベル

気象庁が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を５段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。

活動火山対策特別措置法第４条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で運用される。近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況及び火山の噴火警戒レベルを下表に示す。

近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況

区分	火山名
噴火レベルが運用されている火山	富士山、浅間山、草津白根山（白根山（湯釜付 近））、草津白根山（本白根山）他
噴火レベルが運用されていない火山	赤城山、榛名山他

噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火レベル

名称	対象範囲	発表基準	噴火警戒レベル（キーワード）
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	レベル５（避難）
		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	レベル４（高齢者等避難）
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	レベル３（入山規制）
	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険 が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	レベル２（火口周辺規制）
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	レベル１（活火山であることに留意）

噴火警戒レベルが運用されていない火山の噴火レベル

名称	対象範囲	発表基準	噴火警戒レベル（警戒事項等）
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	居住地域厳重警戒
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険 が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	入山危険
	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が 発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺危険
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	活火山であることに留意

⑶　噴火速報

気象庁が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合

・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）

・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

⑷　火山の状況に関する解説情報

気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していない、または、噴火 警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝 えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

⑸　噴火予報

気象庁が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

⑹　降灰予報

気象庁は、以下の３種類の降灰予報を提供する。

①　降灰予報（定時）

・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（３時間ごと）に発表

・18 時間先（３時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供

② 降灰予報（速報）

・噴火が発生した火山（注１）に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後５～10 分程度で発表

・噴火発生から１時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供

（注１）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

③ 降灰予報（詳細）

・噴火が発生した火山（注 2）に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後 20～30 分程度で発表。

・噴火発生から６時間先まで（１時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

（注 2）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

降灰予報で使用する降灰量階級表

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1㎜ 以上
やや多量	0.1㎜ 以上 1㎜ 未満
少量	0.1㎜ 未満

⑺ 火山ガス予報

気象庁が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

⑻ 火山現象に関する情報等

気象庁が、噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。

①火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

②月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

③噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

２　事前対策の検討

⑴　情報伝達及び通信手段の整備

市は、火山現象に関する情報を迅速に受伝達できるよう、平時から気象庁、県及び関係機関等との情報伝達体制を整備するとともに、災害発生時に備え、通信設備等の保守点検に努める。

⑵　救助・救急、医療救護活動体制の整備

市は、降灰による健康被害等の発生に備え、救急・救助体制の整備を図るとともに、医薬品の確保等、医療救護活動体制の整備を図る。

⑶　降灰対策の検討

市は、緊急輸送道路や主要幹線道路等、優先して除灰すべき路線を選定しておくとともに、ホイールローダー、バックホウ、ダンプトラック等の除灰用車両の調達手段の確保を図る。

また、除去した降灰の仮置場や最終処分地等の確保等、降灰の処分方法について検討しておく。

３　備蓄の推進

⑴　降灰対策用物資の備蓄

市は、降灰対策用として、防塵マスクや粉じん対策用ゴーグル、マスク、ほうき・塵取り、ごみ袋等の備蓄に努める。

⑵　家庭における備蓄の推進

富士山が噴火した場合、高速道路や幹線道路等への降灰等に伴い、物資の輸送に支障が生じるおそれがあるため、市は市民に対し、水、食料、生活必需品等を備蓄するよう啓発を図る。

第２　応急対策措置

方策	担当部署
１　応急活動体制の確立	危機管理課、関係各部
２　情報の収集・伝達	危機管理課
３　災害時広報の実施	危機管理課
４　交通規制の実施	危機管理課、草加警察署
５　避難所の開設	危機管理課、福祉部
６　ライフライン等の応急・復旧対策	危機管理課、建設部、上下水道部、関係各部
７　降灰の処理	建設部、都市整備部

１　応急活動体制の確立

市は、降灰による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急対策の実施に努める。配備体制については、比較的軽微な被害の場合は平時の体制で対応し、全庁的な対応が必要と判断される場合は、状況に応じて警戒体制又は非常体制をとる。

なお、この計画に定められていない事項については、「風水害対策編 第３章 第３節１災害対策本部体制の迅速な構築及び運営」の定めによる。

２　情報の収集・伝達

⑴　降灰に関する情報の発信

気象庁が埼玉県内を対象として降灰予報を発表したとき、又は、市内に降灰があったとき、市及び埼玉県は、協力して降灰分布を把握するとともに、熊谷地方気象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得し、降灰状況を市民等へ周知する。

⑵　降灰に関する被害情報の伝達

市は、降灰に関する情報(降灰及び被害の状況)を調査し、災害オペレーション支援システム等により県に伝達する。

県及び市町村は、降灰に関する情報を熊谷気象台に提供する。

【降灰調査項目】

・降灰の有無・堆積の状況
・時刻・降灰の強さ
・構成粒子の大きさ
・構成粒子の種類・特徴等
・堆積物の採取
・写真撮影
・降灰量・降灰の厚さ

３　災害時広報の実施

市は、防災行政無線、ホームページ、草加お知らせメールのほか、報道機関の協力を得て、噴火警報の発表内容、外出の自粛及び降灰に伴い取るべき行動、交通規制の状況等、きめ細かな情報を市民等に広報する。

また、児童・生徒等の保護者へ引き渡し方法を周知する。

～ 降灰に伴う取るべき行動 ～

○無用の外出を避け、なるべく屋内で過ごす（呼吸器系が弱い人は特に注意する）。
○外出については、マスク、ゴーグルの着用や傘の使用、マスクがない場合はハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護する。
○家屋に降灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。
○自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパーを使用し視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリップに注意する。

４　交通規制の実施

降灰時には、視界不良による衝突事故やスリップ事故等の急増が予想されることから、市は必要に応じ、草加警察署に対して、交通規制の実施を要請し、道路交通の安全確保に努める。

５　避難所の開設

市は、降灰の影響により、市民が住家での居住に支障を生じた場合は、避難所を開設する。

また、降灰による呼吸器系や目・皮膚への影響等の健康被害の状況に応じて、避難所内に医療救護所を開設し、対応に当たる。

６　ライフライン等の応急・復旧対策

⑴　道路

降灰により、道路及び道路施設が被害を受けた場合、道路管理者は、速やかに被害を調査し、関係機関に周知するとともに、速やかに復旧を図る。

⑵　電気、水道、電話等

電気、水道、電話等のライフラインは、日常生活の基幹をなすものであり、これらの施設が被災した場合、その影響は極めて大きい。

このため、市は、降灰が収まり次第、関係機関と連携し、速やかに復旧活動や必要な措置を講じ、ライフライン機能の確保を図る。

⑶　上下水道施設

上下水道施設において、上屋のない池（沈殿池等）に降灰が積もると、池内で固着し機械に多大な影響を与えるおそれがあるため、市は、降灰が直接池に降り注がない

ようシートで覆蓋（ふくがい）するなど、適切な応急対応を行う。

7　降灰の処理

⑴　道路の降灰除去

①　道路の降灰除去については、国道・県道は国及び県が対応し、市道は市が行う。

②　主要道路以外の道路にかかわる降灰除去については、市民及び地域が相互に情報を交換し、助け合い、降灰除去の迅速化、円滑化に努める。

③　道路管理者は、建設業者との応援協定等に基づき、障害物の除去等応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

⑵　宅地等の降灰除去

①　宅地等の降灰除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。

②　市は、宅地内の降灰除去の効率化、円滑化のため、各地区の自主防災組織と協力を図り、地域ぐるみの降灰除去が推進されるよう努める。

⑶　降灰の処分

①　降灰の収集・運搬については、市及び各施設管理者が行う。

②　市は、家庭から排出された降灰の回収を一般廃棄物と別にして実施することとし、飛散しないように努める。

③　市は、降灰の一時集積場所を設置するとともに、あらかじめ降灰の処分場を検討しておく。なお、埼玉県は最終処分場の確保が難しい場合に備え、広域的な処分場を検討するとともに、国に対して働きかけていく。市は、この国及び県の方針に従う。

⑷　処分方法等の周知

市は、降灰を除去する際に留意すべき事項やレジ袋等を二重にして出す等、降灰の出し方を市民等に周知する。

～ 除灰する際に留意すべき事項～

○降灰を除去する際には、防塵（ぼうじん）マスクを着用し、高所から、又は、よく使う場所から順に行う。

○火山灰は少し湿らせた方が、扱いやすくなる。

○濡れた火山灰の上は滑りやすいので、はしごや屋根に登るときは注意する。

○火山灰を排水口等に流すと詰まるので注意する。

○水を大量に使うと断水につながるので、極力節約する。

○細かい火山灰は空気中を浮遊しており、周囲から完全に除去されるまでは、粉塵（ふんじん）に弱い精密機器には注意する。